

住民説明会資料

# 大木町健康福祉センターの今後の在り方について

---

全世代型健康増進拠点構築整備方針

令和7年10月 大木町役場健康課

# 次第

- 1 あいさつ
- 2 説明
- 3 質疑応答・意見交換

## 説明内容

1. 健康福祉センターの在り方に関する検討経緯について
  - (1) 健康福祉センターの在り方に関する検討委員会
  - (2) 全世代型健康増進拠点在り方検討委員会について
  - (3) 全世代型健康増進計画
  - (4) 全世代型健康増進拠点構築計画
2. 全世代型健康増進拠点構築に係る今後の進め方
  - (1) 整備内容（基本設計における業務要件）
  - (2) 基本設計業務委託 等
  - (3) 周知・広報

# 1. 健康福祉センターの在り方に関する検討の経緯について

## ● 検討の背景

議会や監査からも指摘

健康福祉センター開設後27年以上が経過。これまでも、当初からの施設の構造的問題を含め老朽化する施設の維持管理費、運営支援に対する財政的負担の増大が課題。

健康福祉センター関連支出	合計
施設修繕、施設修理更新費（開設から令和6年度まで）	2億4,936万円
運営委託料、指定管理料等（開設から令和6年度まで）	7億6,804万円
大木町公共施設長寿命化計画（令和元年度作成）における健康福祉センターの維持保全計画による改修等の費用	（多世代交流棟） 18億4,150万円
	（健康福祉棟） 5億6,470万円

※長寿命化を図り、施設を耐用年数(65年)まで使用した場合に要する平成31年以降の改修等費用の合計

▼令和4年定期監査 赤字経営が続く(株)健康づくり公社の経営改善と、老朽化した施設の改修に向けた計画の策定が求められる

▼令和5年3月議会 健康福祉センターの予算執行に当たり、健康福祉センター内の施設及び運営の諸課題を協議する協議会の設置を求める付帯決議が可決（議会の意見）

## (1) 健康福祉センターの在り方に関する検討委員会

### ● 健康福祉センターの在り方に関する検討委員会（令和5年6月設置）

議会からの意見を受け、「健康福祉センターの在り方に関する検討委員会（委員12名）」を設置。町長から同検討委員会に下記事項について諮問を行い、今後のセンターの在り方に関する検討に着手しました。



#### ▼ 協議・検討内容（町長からの諮問事項）

- ・ 健康福祉センターの今後の施設の在り方について
- ・ 健康福祉センターに係る第3セクター運営及び指定管理の在り方について
- ・ 福祉・健康づくり等の拠点の在り方について

委員構成	人数	備考
学識経験者	1名	大木町政策アドバイザー
有識者	4名	町内建築関係事業者（商工会推薦）、商工会事務局
公募委員	6名	施設利用者及び町民
包括連携協定締結事業者	1名	西松建設株式会社

## (1) 健康福祉センターの在り方に関する検討委員会

### ● 健康福祉センターの在り方に関する検討委員会からの答申内容（令和5年11月答申）

#### ▼ 健康福祉センターの今後の施設の在り方について

- ・ 多世代交流棟は、大規模修繕の困難性と投資効果の見込みがないことから、施設を廃止し、温泉娯楽施設経営から撤退
- ・ 健康福祉棟は、施設を存続し全世代型健康増進の拠点に転換
- ・ 住民要望と資源活用、住民交流の観点から、温泉を活用した小規模温浴施設を附帯施設として整備

#### ▼ 健康福祉センターに係る第3セクター運営及び指定管理の在り方について

- ・ 事業者選定の再検討、公社自らの抜本的な経営改革、指定管理制度の抜本的改善

#### ▼ 福祉・健康づくり等の拠点の在り方について

- ・ 拠点の町民利用を前提とした、公共政策としての健康増進事業サービスの提供
- ・ 医療との連携を視野にしたソフト事業の充実、家庭や地域と拠点のネットワークの形成

#### ▼ 付帯意見

- ・ 拠点構築に向けたロードマップの策定

## (2) 全世代型健康増進拠点在り方検討委員会

### ● 全世代型健康増進拠点在り方検討委員会（令和6年6月設置）

令和5年度に「健康福祉センターの在り方に関する検討委員会」から出された答申内容を具体化するため、令和6年6月に「全世代型健康増進拠点在り方検討委員会」を設置し、答申の具体化の検討に着手しました。

#### ▼ 協議・検討内容（答申内容の具体化）

- ・ 全世代型の健康増進の推進について
- ・ 全世代型の健康増進拠点の在り方
- ・ 附帯施設を含む全世代型健康増進拠点に求める機能
- ・ 全世代型健康増進拠点の構築までの工程

委員構成	人数	備考
学識経験者	1名	大木町政策アドバイザー
有識者	4名	医療、行政、大学、福祉団体から各1名
施設利用者	6名	前検討委員会委員
公募委員	2名	公募により選出された町民

## (2) 全世代型健康増進拠点在り方検討委員会

### ● 報告事項（全世代型健康増進拠点在り方検討委員会の報告/令和6年10月）

#### 提案1) 全世代型健康増進計画について（計画策定の提案）

健康福祉センターを拠点に、町民を対象とした公共政策としての健康増進サービスを提供し全世代型の健康増進を推進するため、自治総合計画に位置づけられている個別計画に基づく、町民の健康づくりに関連する事業を総合的に推進していく計画の策定を提案。併せて計画案を提案。

#### 提案2) 全世代型健康増進拠点機能（附带施設温泉機能を含む）の在り方について

拠点に、「学び」、「実践」、「交流」、「共生」、「癒し」、「ボランティア支援」の機能を備え、だれもが、どこでも、いつでも健康づくりに取り組める「健康づくりの居場所」とするとともに、その在り方を全世代型健康増進計画に位置付けるよう提案。

#### 提案3) 全世代型健康増進拠点構築計画（工程表含む）について

健康福祉センターを全世代型健康増進の拠点として構築するため、前述の全世代型健康増進計画の目的や拠点のあり方を踏まえ、拠点施設の整備の方針や工程を明確にするため、工程表を含む拠点構築計画の策定を提案。併せて計画案を提案。

### 提案4) 全世代型健康増進拠点の附帯施設（温浴施設）の再配置について

附帯施設（温浴施設）の配置については、現在の多世代交流棟跡地へ設置を基本に、検討委員会における委員からの意見及び提案を尊重しつつ、全世代健康増進計画、全世代健康増進拠点構築計画の工程表等に基づき実施する、基本計画策定の段階において、総合的な視点から検討をすることを提案。

#### 附帯意見（※協議事項の提案に、下記の4つの意見を附帯）

- ① 全世代型健康増進計画の早期策定
- ② 多世代交流棟休止期間における多世代交流棟での事業の代替え措置等の検討
- ③ 指定管理者モニタリング及び評価体制の早期整備
- ④ 附帯施設の設置に向けた基本計画の段階における、委員会報告の尊重と総合的な視点からの検討

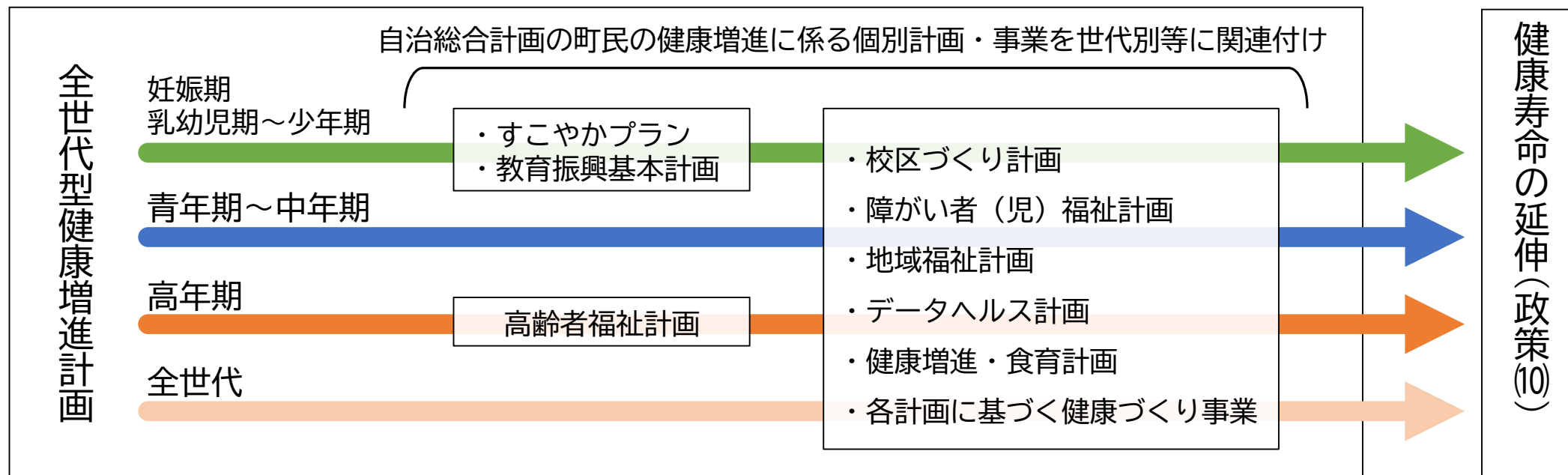
### (3) 全世代型健康増進計画

#### ● 全世代型健康増進計画（令和7年2月策定） ※策定に当たっては、パブリックコメントを実施

答申及び報告を踏まえ、自治総合計画に個別計画として位置づけられている健康づくり関連計画と連携させ、健康福祉センターを拠点に、全町民を対象とした公共施策としての健康づくり事業を総合的に推進するために策定しました。



#### ● 計画体系のイメージ

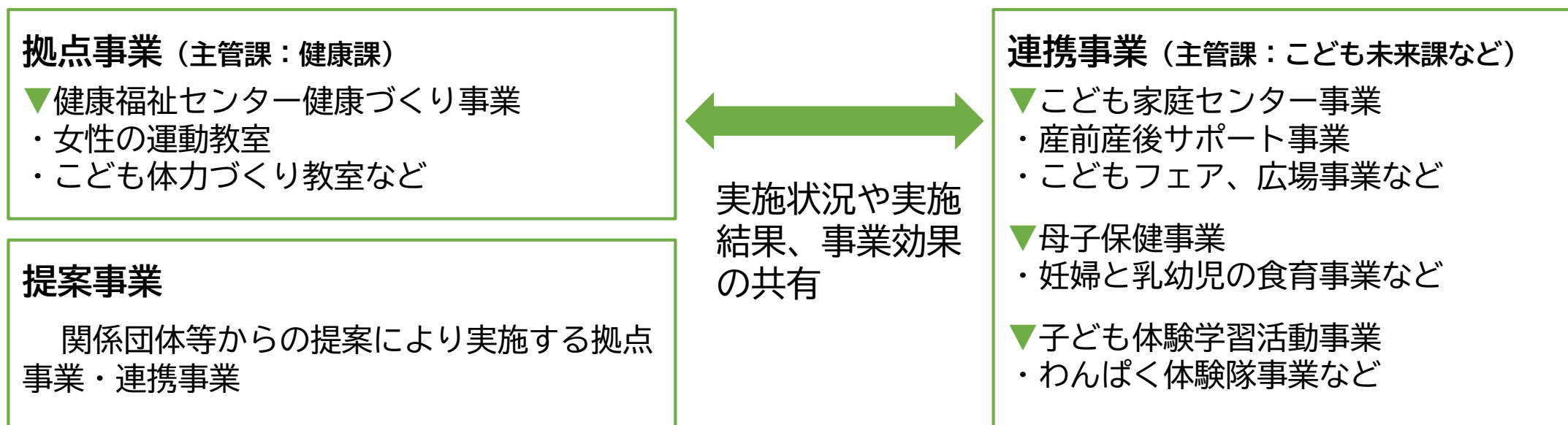


### (3) 全世代型健康増進計画

#### ● 計画の内容

- ▼ 計画の趣旨及び基本的な考え方のもと、各世代を対象とした健康づくり事業と、全世代を対象とした健康づくり事業を体系的に位置付け、総合的かつ効果的に推進。
- ▼ 計画に位置付ける事業は、全世代型健康増進拠点が主体となって行う「拠点事業」と、拠点と各主体が連携して実施する「連携事業」、「提案事業」とする。

(例) 妊娠から乳幼児期・少年期の健康づくり



### (3) 全世代型健康増進計画

#### ● 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

#### ● 計画の進行管理、評価、見直し

- ・ 計画期間の中間年度に計画の進捗に係る点検、評価を実施
- ・ 計画の進捗管理及び事業内容や拠点運営に関する意見・提案を行う「（仮称）大木町全世代型健康増進拠点運営委員会」の設置を検討。



**（令和7年4月）「大木町全世代型健康増進計画推進委員会」を設置**

- ・ 計画の実施状況の検証及び評価
- ・ 計画の変更
- ・ 拠点の運営、拠点における健康増進事業の推進に関する調査及び研究、審議

## (4) 全世代型健康増進拠点構築計画

### ● 全世代型健康増進拠点構築計画（令和7年2月策定） ※策定にあたり、パブリックコメントを実施

全世代型健康増進計画に基づく、健康福祉センターにおける全世代型健康増進拠点の構築に向け、拠点施設の在り方や施設整備の方針、工程を示すために策定。

### ● 拠点施設の整備内容

健康福祉棟	耐震性と機能が維持され、安全性が確保されているため、全世代型健康増進拠点の拠点施設として必要な改修を行う
多世代交流棟	施設の特特殊性から大規模改修が困難であり多額の費用が必要となること、また、修繕を行っても改善の見込みが低いことから、施設を閉鎖し、温泉資源を活用した附帯施設を設置する
附帯施設	拠点（健康福祉棟）の機能を補完する施設として、温浴による健康増進や運動後のリフレッシュ、住民憩いや交流を目的に、温泉を活用した小規模温浴施設として整備する

## (4) 全世代型健康増進拠点構築計画

### ● 拠点構築工程

全世代型健康増進拠点構築計画において、拠点構築に係る工程は、5年間とし、初年度に基本計画、第2年度に実施設計を行い、第3年度から第5年度にかけ健康福祉棟の改修工事・多世代交流棟の閉鎖、附帯施設の建築工事を行います。

### ● 拠点構築計画推進委員会

計画の実施状況の検証や評価、計画の変更、及び拠点の整備を図るための協議、検討、工程管理を行うため、関係課職員及び有識者で構成する「大木町全世代型健康増進計画推進委員会（以下「構築計画推進委員会」といいます。）を設置し計画の推進を図ります。

**(令和7年4月設置)**

【課題】施設の老朽化に伴う維持管理費用や、運営支援に対する財政負担が増大

- 令和4年度 【令和5年3月】健康福祉センターの諸課題を協議する協議会の設置を求める付帯決議
- 令和5年度 【令和5年6月】健康福祉センターの在り方に関する検討委員会設置、諮問  
(協議・検討)
- 【令和5年11月】健康福祉センターの在り方に関する検討委員会から答申書提出  
(町において答申内容協議・検討)
- 令和6年度 【令和6年6月】全世代型健康増進拠点在り方検討委員会設置  
(協議・検討)
- 【令和6年10月】全世代型健康増進拠点在り方検討委員会から報告書提出  
(町において報告書内容協議・検討)
- 【令和7年2月】全世代型健康増進計画・全世代型健康増進拠点構築計画策定
- 令和7年度 【令和7年4月】全世代型健康増進拠点構築計画推進委員会設置 → 施設整備着手へ

【令和5年3月】健康福祉センターの諸課題を協議する協議会の設置を求める付帯決議

令和5年度 健康福祉センターの在り方に関する検討委員会

【令和5年11月】全員協議会（答申内容説明）

【令和6年1月】全員協議会（答申報告・意見交換）

【令和6年2月】全員協議会（新たな検討委員会についての説明）

【令和6年3月】本議会（一般質問「アクアスの今後について」）

【令和6年3月】全員協議会（指定管理の延長についての説明）

令和6年度 全世代型健康増進拠点在り方検討委員会

【令和6年7月】全員協議会（第1回検討委員会協議・検討内容説明）

【令和6年8月】全員協議会（第2回検討委員会協議・検討内容説明）

【令和6年9月】本議会（一般質問「健康福祉センターの在り方について」）

【令和6年10月】全員協議会（第3回検討委員会協議・検討内容、報告書内容説明）

令和7年度 全世代型健康増進拠点構築事業

【令和7年7月】全員協議会（拠点構築整備方針説明）

【令和7年8月】議会からの「拠点構築計画に係る質問及び確認事項」への回答

## 2. 全世代型健康増進拠点構築に係る今後の進め方（全世代型健康増進拠点施設整備方針）

### ● 基本方針

- ▼健康福祉センターを、「全世代型の健康増進の拠点」として再構築する。
- ▼拠点構築に当たっては、「大木町全世代型健康増進計画」及び「大木町全世代型健康増進拠点構築計画」に沿い、令和7年度から段階的に進める。
- ▼推進にあたっては、構築計画推進委員会において、計画に基づき。拠点構築事業に関する協議、検討及び進捗管理を行う。

### ● 拠点施設整備工程

項目/年度	準備年度 (令和7年度)	初年度 (令和8年度)	第2年度 (令和9年度)	第3年度 (令和10年度)	第4年度 (令和11年度)	最終年度 (令和12年度)
拠点施設整備	基本設計	→	実施設計	工事	→	竣工
・健康福祉棟	改修内容検討	→	(詳細設計)	改修工事	→	拠点開設
・多世代交流棟	(施設閉鎖時期、解体時期の検討) 		(施設閉鎖)			
・附帯施設	整備内容検討	→	(詳細設計)	設置工事	→	
(管理運営)		管理運営手検討	管理運営者選定			

## (1) 整備内容（基本設計における業務要件）

各施設の整備内容は、基本設計の策定の中で決定するものとし、構築計画に基づく整備方針を踏まえ、基本設計業務委託における業務要件とします。

### ● 健康福祉棟

拠点施設として、附帯施設との一体的な利用を図るために必要な改修（附帯施設との接続に係る改修、利用者の導線確保のための改修、バリアフリー化等利用者の安全を図る改修）を行います。

- ・ 健康棟から附帯施設への利用者等の効率的な導線確保を図るための接続通路の改修
- ・ 利便性の向上に向けた健康棟への受付、更衣室の設置
- ・ 健康棟改修に伴う福祉棟の改修（栄養指導室等の移転改修）
- ・ その他拠点機能の充実に向けた諸室の改修

### ● 多世代交流棟

- ・ 機能廃止とする。
- ・ 現在の温泉源泉は、附帯施設の源泉として引き続き利用。

## (1) 整備内容（基本設計における業務要件）

### ● 附帯施設

【整備概要】 整備規模は多世代交流棟の1/4程度（760㎡程度）とし、施工性が高く、メンテナンスが容易な構造とする。

【施設構成】 基本的に浴室、脱衣所、休憩室、受付、トイレ及び付随する施設とする。  
※健康増進機能を補完する設備（歩行浴施設等）を、必要性や整備の可否を、整備費用、管理運用の面などから総合的に検討する。

【設置場所】 多世代交流棟敷地又は敷地西側町有地を候補地として、健康福祉棟との一体的かつ効率的な利用及び運用管理ができる配置を念頭に、整備費用、施工性、温浴施設の利用停止期間など、総合的な視点から比較検討し決定する。

【その他】 整備に当たり、大木町公共施設地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギー設備の導入を図る。

## (2) 基本設計業務委託 等

### ● 基本設計業務委託（令和7年度～令和8年度）

基本設計の策定については業務委託とし、公募型プロポーザルにより受託業者を選定します。（現在実施中、11月下旬に業者を選定する見込み。）

### ● 実施設計及び施設整備工事（令和9年度以降）

実施設計及び施設整備工事については、設計監理の面から実施設計、工事を一括発注する方式とし、公募型プロポーザルにより受託業者を選定する予定としています。

### ● 拠点施設の管理運営

▼ 拠点の管理運営については、指定管理制度による管理運営を原則としつつも、直営や業務委託を含む管理運営方法の検討を行い、最も効率的かつ安定的な運営方法を採用します。

▼ 拠点に町の健康増進関連部門を配置し、町自らが主体的な健康増進事業を実施できる体制の整備を図り、健康増進拠点としての機能を強化するとともに、福祉分野との連携した健康増進事業や、増進計画推進委員会からの提案事業の実施など、全世代型の健康増進事業を推進します。

### (3) 周知・広報

健康福祉センターの在り方に関する検討状況や結果、報告内容等については、これまで広報紙やホームページを通じて周知を図ってきました。今後も、拠点整備の進捗に応じ、随時広報紙、ホームページにおいて状況をお知らせします。

また、基本設計策定期間においては、整備方針や整備計画に関する説明を行うとともに、町民や利用者の意見を聴取するため、対話型の住民説明会を開催します。

#### ● 基本設計策定における住民説明会

基本設計の策定の進捗に応じ、住民説明会を、令和8年1月（第2回）及び8月（第3回）に開催予定としています。

##### ▼ 第2回住民説明会

基本設計の進捗状況の説明とともに、今回の説明会等での意見の整理、反映方針の説明等を行います。

##### ▼ 第3回住民説明会

基本設計の概要説明とともに、意見の反映結果について説明を行います。

# 全世代型健康増進拠点に関する問合せ先

大木町役場 健康課 （担当：荒尾・中尾）

- 電 話 0944-32-1280（直通）
- F A X 0944-32-1054
- メール [kenkofc@town.ooki.lg.jp](mailto:kenkofc@town.ooki.lg.jp)

本日の説明内容を含め、全世代型健康増進拠点の構築に関する情報を町ホームページに掲載しています。  
（QRコードからアクセスしてご覧ください。）

